

IEEJ 温暖化ニュース

Vol.5

2004 年 7 月～9 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所
環境・技術ユニット

ロシアが京都議定書を批准したことにより、2005 年早春に京都議定書が発効することになりました。これにより、批准国においては、第一約束期間の目標達成に向けた温暖化対策が本格化することになります。一方、米国においては、独自の温暖化対策を進めている点にも注目すべきでしょう。

そこで、今回の温暖化ニュースでは、2004 年 7 月から 9 月（一部 11 月までの情報も含む）にかけての海外における温暖化問題に関連するニュースの注目すべきポイント、我が国の中央省庁で行われた審議会の内容等を中心に紹介致します。

環境・技術ユニット

環境・省エネグループ・マネージャー

工藤拓毅

目次

- 1．ロシア 京都議定書批准
- 2．米国
 - 2 - 1 大統領選
 - 2 - 2 RPS 法
 - 2 - 3 風力エネルギー生産税
- 3．EU 域内排出量取引
- 4．オランダ 共同実施
- 5．ドイツ 再生可能エネルギー法
- 6．CDM 理事会
- 7．国内 審議会動向

1 . ロシア

1 - 1 . 京都議定書批准 - 京都議定書批准に向けた国内手続きを開始 -

ロシア天然資源省は、「9月23日に京都議定書批准のための書類を承認した」と発表した。この書類は、プーチン大統領より関係省庁である天然資源省、産業エネルギー省、経済開発貿易省、および財務省に送られたものである（出所1）。今回の発表で天然資源省の広報担当者は、天然資源相のコメントとして「京都議定書の批准はロシアにとって損害はない」と発表している（出所1、2）。

これに対し、かねてより京都議定書に反対していたイラリオノフ大統領経済顧問は、「今回の決定はあくまでも政治的決断であり、経済的合理性はない。ロシアにとっては、短期的、中期的、長期的に損害を被り、プーチン大統領が掲げている10年間でGDPを2倍にする計画は不可能であろう」とコメントしている（出所3）。一方、国連気候変動枠組み条約の事務局長は、プレスリリースにて「国際協力を喚起するシグナルである」と歓迎の意を表している（出所4）。

その後、9月30日に閣議決定、10月7日に下院へ法案が提出され、22日には下院において批准に対する投票にて、賛成334、反対73で可決され（出所5、6、7）、上院においても10月27日に賛成139、反対1で批准が可決された（出所8、9）。さらに、11月4日にプーチン大統領が署名を行ったため（出所10、11）、今後の手続きとして国連に寄託され、90日後に京都議定書が発効する（ロシアの批准により京都議定書の発効条件が満たされるため）こととなる（出所7）。

今回のプーチン大統領による京都議定書批准に向けての動きは、プーチン大統領自身が“WTOの早期加盟を果たすためEUとの関係を強化したい”という意思を通したものと見方や、“テロ対策で中央集権的政策を取ることへのEUからの批判をかわす”目的があると推測されている。

（文責 佐々木宏一）

（出所1）

- ・ インターファックス、2004年9月23日

http://www.interfax.ru/e/B/0/0.html?id_issue=10705380

（出所2）

- ・ Point Carbon、2004年9月24日

<https://pointcarbon.com/>（制限付きサイト）

（出所3）

- ・ 国際政策ネットワーク、2004年9月30日

http://www.policynetwork.net/main/press_release.php?pr_id=52

(出所 4)

- ・ UNFCCC プレスリリース, 2004 年 9 月 30 日

<http://unfccc.int/files/press/releases/application/pdf/pr040930.pdf>

(出所 5)

- ・ インターファックス, 2004 年 10 月 22 日

<http://www.interfax.com/com?item=Rus&pg=0&id=5764385&req==>

(出所 6)

- ・ Reuters, 2004 年 10 月 22 日

<http://www.reuters.co.uk/newsPackageArticle.jhtml?type=worldNews&storyID=607709§ion=news>

(出所 7)

- ・ UNFCCC, 2004 年 10 月 22 日

<http://unfccc.int/2860.php>

(出所 8)

- ・ Reuters, 2004 年 10 月 27 日

<http://www.reuters.co.uk/newsPackageArticle.jhtml?type=worldNews&storyID=610040§ion=news>

(出所 9)

- ・ Point Carbon, 2004 年 9 月 27 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=5029&categoryID=147>

(出所 10)

- ・ Bloomberg, 2004 年 11 月 5 日

http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=10000087&sid=aXxXK.6t7obg&refer=top_world_news

(出所 11)

- ・ Planet Ark, 2004 年 11 月 8 日

<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm/newsid/28029/story.htm>

2 . 米国

2 - 1 . 大統領選挙における地球温暖化問題

ブッシュ現大統領の再選となった米大統領選挙だったが、両候補者の地球温暖化問題に対する姿勢について振り返ってみたい。選挙戦全般を通じて、イラク戦争の是非を問う外交政策や減税・医療保険制度等の内政問題が主要争点となったが、選挙戦の帰趨を占うとして注目されたテレビ討論会（第二回）では京都議定書について以下の様な議論の応酬が行われた。

ケリー候補は、ブッシュ政権は科学的見地を無視して地球温暖化問題から離脱したと非難した。加えて、ケリー候補自身も京都議定書に深く関与していたが、結局は手直しを必要とする欠陥が生じてしまったことを認識しており、ブッシュ大統領が修正を行う努力を怠ったことで、米国が国際的に孤立していると批判している。これに対しブッシュ大統領は、京都議定書批准は欧州への人気取りにはなるが米国産業には多大なコスト負担となること、根本的な解決には技術革新しかないと従来の主張を展開した(出所 1)。

一般的に、ケリー候補は京都議定書支持とのイメージで見られたが、選挙用ウェブサイト (Kerry Edwards: A Stronger America) では京都議定書について次のとおり否定的評価を下しており、この点ではブッシュ政権と大きな見解の差は見られなかった。

京都議定書は解にならない。

米国の目標数量達成は不可能であり、長期的な解決策としても京都議定書は不十分である。

より衡平かつ効率的な代替案を提言する。

中国、インド他途上国の参加が必要である (出所 2)。

代替案の具体的内容については、ウェブサイトでは明らかにされておらず、今回の討論会でも言及されなかった。いづれにせよ大統領戦の結果如何にかかわらず米国の京都議定書批准は見込めないだろうというのが一般的な見方であったがブッシュ再選により米国の京都議定書復帰の道は更に遠のいたと言える。

なお、大統領選と並行して行われた議会選挙では上下院共に共和党が過半数を維持する結果となった。国内制度としては、超党派により提案され 2003 年 10 月に小差で否決された、Cap&Trade 排出量取引制度を導入する Maccain-Lieberman 法案が再提出される動きであり、州政府レベルの地球温暖化問題に対する取り組みの進展とともに米国議会の今後の動向も注目される。

(文責 小松 昭)

(出所 1) ホワイトハウス HP

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/10/20041009-2.html>

(出所 2) ジョンケリー HP

http://www.johnkerry.com/pdf/pr_2004_0819g.pdf

2 - 2 . ニューヨーク州、は再生可能エネルギー市場割当(RPS)法を採択

2004 年 9 月 24 日、ニューヨーク州公益事業委員会は、2013 年までに州内で消費される電力の 25% (現在 19.3%) を再生可能エネルギーにより発電された電気で賄う法案政策 (RPS 法) を採択し、2006 年 1 月 1 日より施行されることになった。すでに 2003 年 2 月より RPS 法制定に向けた検討活動を行い、幅広い層からのパブリックコメントを受けるなど、準備を進めていた。

25%の目標 (自主グリーン電力への期待 1%を含む) を達成するためには、約 3,700MW の再生可能エネルギー源の発電設備が必要となる。ニューヨーク州全体で、現在に比べ 2013 年には NOx が 6.8%、SO₂ が 5.9%、CO₂ が 7.7%削減されると見込まれているが、特にニューヨーク市およびロングアイランド地区での削減が大きく期待されている。ニューヨーク州外からの再生可能エネルギーによる発電された電気電力に関しては月ぎめでニューヨーク管理区域へ供給されればニューヨーク州での RPS の対象となる。

RPS 法制定の主目的は、政府の補助金に頼らずに再生可能エネルギー市場を形成して維持することにある。グリーン電力の普及にも寄与し、補完的な役目も果たす。また、電力価格への影響は軽微な上昇で済むと見込まれている。卸売り価格では、むしろ再生可能エネルギーによる電力供給の増加が価格の低下を将来招くことも期待されている。すなわち、末端価格では民生用の価格は-0.9%から 1.9%の価格の低下または上昇増加、商業用は-0.78%から 1.79%、産業用は-1.54%から 2.2%の価格の低下または上昇増加が見込まれているが、今後の状況によって 2009 年に見直しが行われる(出所 1)。

米国では、これで 13 州が RPS を導入したことになる。このうちニュージャージー、ネバダ、テキサス、メイン、アリゾナ、コネチカット、マサチューセッツにニューヨークを加えた 8 州においては電力の市場制度の再構築によって小売段階での電気の自由選択を許している。アイオワ、ミネソタ、ウィスコンシンにおいては電力会社が規制された中で自ら再生可能エネルギー発電施設を建設するか施設を購入して発電するか、もしくは購入しなければならない。ニューメキシコとペンシルバニアでは、卸売りの段階で RPS が要求されている (出所 2) 。

これまでのところ比較的早期に導入したニュージャージー、ネバダ、テキサスは成功してきていると言われているが、他州に関する評価はまだこれからであろう。なお、このニューヨークの RPS 法に対しては、RPS は見せかけで実際は単なる価格補助だという批判がある。すなわち再生可能エネルギーの導入に当たってはニューヨーク州政府が中央集権的調達を行うことができ、この調達に当たっては市場原理を生かす強制ではなく (未達の際の罰則が無い) 様々な利益・インセンティブで誘導するとされているためである(出所 3)。一方の RPS 導入に当たってはニューヨーク州がシングルバイヤー (州政府) であるのに対し、隣のマサチューセッツでは電力市場は完全自由化されている民間のマルチバイヤーシステムであるため、マサチューセッツ州よりニューヨーク州の方が電気料金の買い取り価格が高くなると予想されコントロールが可能なニューヨーク州にマサチューセッツの再生

可能エネルギーが流れてしまうのではないかと危惧がある。同様に、メイン州からの再生可能エネルギーは買い取り価格が高くなると考えられるマサチューセッツの一部（バイオマス）が流れていくと見られている。なお、マサチューセッツの RPS に関してはケーブルコードの沖合での洋上風力（450MW）が現在その景観上の問題をめぐって係争中であり、その行方がマサチューセッツ RPS の成功を左右すると考えられている。

（文責 山口馨）

（出所 1）

・ New York State, Public Service Commission, Press Release, 2004-09-22

（出所 2）

・ New York State Energy Research and development Authority, 2003-02-14

（出所 3）

・ Windpower Monthly, November 2004

2 - 3 . 風力エネルギー生産税控除を 2005 年まで延長

延長措置なしでは 2003 年 12 月末に期限切れとなる風力エネルギーにおける生産税控除（Production Tax Credit：風力発電に 1.8 セント / kWh の税控除）に対して、連邦議会は、これを 2005 年末まで延長することを決定した。上院及び下院を通過し、現在、大統領の署名を待っている段階である（出所 1）。米国風力協会は、この措置により 2,000 メガワット程度の風力発電新規導入が可能となり、50 万世帯分の電力を供給できると見積もっている。但し 2004 年に関しては、本インセンティブ導入の見込みが 9 ヶ月間つかなかったことから、新規設備導入が鋭く落ち込むと予想されている（出所 2）。ちなみに 2006 年 12 月末までの生産税控除延長については、包括エネルギー政策法案に盛り込まれているものの、まだ議会での最終合意に達しておらず、少なくとも 11 月の米大統領選挙が終了するまでは、同法案成立の見込みはない。

また今回の延長では地熱エネルギーやバイオマスまで税控除が拡大される見込みであり、米国地熱協会はこれについて、「本法案により、今後数年間で、何千人もの新しい雇用が生まれ、地熱発電施設への投資も数十億ドルにもものぼる可能性がある。また米国の地熱発電は、現在、カリフォルニア州の発電量のうち、約 6 % を供給している。こうしたインセンティブによって、2025 年までには、全米の約 6 % を供給することが可能となるかもしれない」とコメントしている（出所 3）。

1992 年に開始された税額控除により、同年の風力発電の設置量が爆発的に増加した経緯を考えると、今回の延長措置決定を契機に、二の足を踏んでいた風力事業者の新規設備投資が今後増加することが予想される。また新しく税額控除の対象となる地熱及びバイオマスにとっても、ある程度の投資インセンティブが働くことが予想されるが、それだけでは不十

分そのため、更に RPS 法等による州政府のサポートが必要となるであろう。

(文責 鶴岡明人)

(出所 1)

・ Reuters, 04-09-24

(出所 2)

・ Wind Energy Tax Incentive Wins Extension to End of 2005

<http://www.awea.org/news/news040924wti.html>

(出所 3)

・ Point Carbon, "US tax break extended to geothermal, biomass", 2004 年 10 月 14 日

<http://www.pointcarbon.com/> (制限付きサイト)

3 . 欧州

3 - 1 . EU 域内排出量取引制度

- 第一期間は大幅削減を強要しない練習期間 -

EU 環境委員会は 7 月 7 日、EU 域内排出量取引 (EUETS) の対象設備への初期割当を定める国家割当計画 (NAP) において、第一期間 (2005 年 ~ 2007 年) の加盟 8 カ国作成分について承認した (出所 1)。承認されたのはオーストリア、デンマーク、ドイツ、オランダ、アイルランド、スロベニア、スウェーデン、英国の各 NAP。なおオーストリア、ドイツ、英国については、市場の不透明性を助長する恐れのある排出枠事後調整制度への異議や、設備リストの不備などにより、修正の条件付となっている。

英国以外は厳しくないと言われている排出枠総量 (キャップ) については、審査の過程でオランダが 3%程度、オーストリアとアイルランドが 1%未満の下方修正 (出所 2、出所 3、出所 4) を行った程度であり、ほぼ各国の希望が通ったことが特徴である。

これにともない、EU 排出枠の先渡市場においては、供給過剰感から価格が値下がりした (出所 5)。

その後もイタリア、ポーランドなどの温暖化ガス大排出国が、現状からの排出増を容認する NAP 案を相次いで発表している (出所 6、出所 7)。

EUETS の第一期間に対して、EU 委員会は大幅削減を強要しない (あるいはできない) 結果となり、京都議定書第一約束期間と重なる第二期間に向けた練習期間としての位置づけが強まっていると考えられる。

(文責 石坂 匡史)

(出所 1)

- ・ EU 委員会承認結果, 2004 年 7 月 7 日

http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/cnc/2004/com2004_0500en01.pdf

(出所 2)

- ・  Environment Daily, "First EU Emission Trading Plans Approved", 2004 年 7 月 7 日

www.environmentdaily.com

(出所 3)

- ・ アイルランド NAP の修正を伝える書簡, 2004 年 6 月 6 日

<http://www.epa.ie/Licensing/EmissionsTrading/FirstDraftoftheNationalAllocationPlan/FileUpload.2150.en.pdf>

(出所 4)

- ・ オーストリア NAP の委員会提出版, 2004 年 3 月 31 日

http://gpool.lfrz.at/gpoolexport/media/file/NAP_Austria_en.pdf

- ・ オーストリア NAP 修正後 (ドイツ語), 2004 年 8 月 19 日

http://gpool.lfrz.at/gpoolexport/media/file/Nationaler_Zuteilungsplan_fuer_Oesterreich_Aktualisierung.pdf

(出所 5)

- ・ Point Carbon, "EU ETS PRICE DROPS FOLLOWING EC NAP ANNOUNCEMENT", 2004 年 7 月 7 日

<http://www.pointcarbon.com> (制限付きサイト)

(出所 6)

- ・ イタリア NAP の委員会提出版, 2004 年 7 月 22 日

http://www.minambiente.it/Sito/news/docs/italian_NAP.pdf

(出所 4)

- ・ ポーランド NAP の委員会提出版, 2004 年 9 月 7 日

http://www.mos.gov.pl/mos/publikac/national_allocation/KPRU_english10.09.04doUE.pdf

4 . オランダ

4 - 1 . 共同実施 (JI) - 第 4 回の ERUPT で 400 万 t-CO₂ を獲得 -

オランダの共同実施(JI: Joint Implementation)に関する入札制度(Emission Reduction Unit Procurement Tender : ERUPT)において第 4 回目の入札が実施され、オランダ政府は 9 つの JI プロジェクトで合計 400 万 t-CO₂ のクレジットを購入する予定である。過去 3 回の ERUPT では、合計 10 件のプロジェクトが契約されていることから、今回の入札では大幅に承認件数を増やしたことになる。今回承認されたプロジェクトでの ERU クレジットの平均価格は 5.39 ユーロ / t-CO₂ で、前年の 5.46 ユーロ / t-CO₂ に比べ若干低下している(出所 1、2)。

今回はホスト国としてポーランドが初めて含まれており、「これでポーランドの JI 市場が活性化するだろう」とオランダ政府はコメントした。また、少なくとも 3 つのプロジェクトはブルガリアで計画されているものであり、申請のあったロシアの案件は承認されなかった模様である。関係者は「ロシア政府の許可を得ていないので、ロシアでのプロジェクトは契約することができなかった」としている(出所 1、2)。プロジェクトのタイプとしてはバイオマス、燃料転換(ガス / コージェネレーション)、メタン回収となっている(出所 2)。

また、第 5 回の ERUPT 入札は、10 月に実施される予定である(出所 1、2)。オランダは当初、ERUPT の入札を今後行わないという方針を示しており、同制度によるクレジットの獲得は第 4 回までとの予定であった(出所 3)が、2005 年 1 月から開始される欧州域内の排出量取引制度で、EU 加盟国の同制度対象サイトにおける JI の実施についての条件が変更(2004 年 12 月 31 日までに承認された JI プロジェクト以外はその実施を認めない割当量から除外すれば実施可能)(出所 4)されたため、引き続き入札を行うことになったと考えられる。

オランダは、京都議定書の目標を達成するための排出削減の半分に相当する約 2,500 万 t-CO₂ を JI と CDM によって獲得する(出所 5)としており、EU 域内の排出量取引制度導入後も CDM/JI 事業によるクレジットの獲得方針に変更がないものと考えられる。

(文責 佐々木宏一)

(出所 1)

- ・ オランダ政府機関 SENTER、2004 年 8 月 5 日プレスリリース
<http://www.senter.nl/asp/page.asp?id=i001588&alias=erupt>

(出所 2)

- ・ Point Carbon、2004 年 8 月 5 日
<https://pointcarbon.com/> (制限付きサイト)

(出所 3)

- ・ オランダ政府機関 SENTER、ERUPT4 の Web サイト

<http://www.senter.nl/asp/page.asp?id=i001493&alias=erupt>

(出所 4)

- ・ EU 議会可決文書, 2004 年 4 月 20 日

<http://www2.europarl.eu.int/omk/sipade2?PUBREF=-//EP//TEXT+TA+P5-TA-2004-0303+0+DOC+XML+V0//EN&LEVEL=3&NAV=X>

(出所 5)

- ・ オランダ、第 3 次国別報告書、2001 年 11 月 23 日

<http://unfccc.int/resource/docs/natc/netnc3.pdf>

5 . ドイツ

5 - 1 . 新しい再生可能エネルギー法の施行

- 再生可能エネルギーの導入促進と CO₂ 排出削減 -

2004 年 8 月 1 日、ドイツで新しい再生可能エネルギー法 (EEG : Erneuerbare Energien Gesetz, Renewable Energy Sources Act) が施行された (出所 1、2)。すでに 2000 年 4 月より実施している EEG を大幅に改正したものであり、総電力供給量に占める再生可能エネルギーによる電気の割合を 2010 年までに 12.5%、2020 年までに 20% 以上にするという数値目標を掲げている。再生可能エネルギーによる発電設備を既存の系統に接続する必要があるため、発電事業者、送電系統運用者、配電事業者などによる電力購入・補償支払いなどの費用負担を含む総合的な枠組みがこれまでの制度から改善されている (出所 3)。

再生可能エネルギーによる電気の総発電量に占める割合は、2000 年の 6.7% から 2003 年の 7.9% (水力 : 3.5%、風力 : 3.2%、バイオマス + 廃棄物のバイオマス分 : 1.2%) へと増加している (出所 4)。2004 年上半期は気象条件に恵まれたこともあって 10% に達したが、特に風力発電の成長が大きく寄与し、そのシェアが水力発電を上回ることになった。太陽光発電の導入量はまだ少ないが、最近急速に普及し始めている (出所 5)。

EEG は地球温暖化防止にも効果的であり、2003 年には電力部門で 2,300 万トン、熱・燃料も含めた全体で 5,300 万トンの CO₂ 排出が削減された。2010 年時点では、新 EEG の目標達成に伴い、電力部門で 4,000 万トン以上、全体では 8,000 万トン以上も CO₂ 排出削減が可能であると見込まれている (出所 1、3)。

今回の EEG 改正により、ドイツではさらに再生可能エネルギーの導入が促進されるであろう。しかし、改正案が成立するまでに 1 年以上も要するなど、政府内、産業界で意見や評価が分かれていることも事実であり、今後の動向が注目される。

(文責 富田哲爾)

(出所 1)

- ・ Point Carbon, "New German RE law to reduce CO₂ emissions", 2004 年 8 月 2 日

- ・ <https://pointcarbon.com/>

(出所 2)

- ・ ドイツ環境省プレスリリース(BMU No.231/04), “Renewable Energy Sources Act enters into force”, 2004 年 7 月 30 日, <http://www.bmu.de/en/1024/js/news/pressrelease231/>

(出所 3)

- ・ ドイツ環境省, “Amending the Renewable Energy Sources Act (EEG)”, 2004 年 8 月 1 日, http://www.bmu.de/files/eeg_begruendung_en.pdf

(出所 4)

- ・ ドイツ環境省, “Environmental Policy”, 2004 年 3 月

(出所 5)

- ・ Point Carbon, “Renewables Reach 10% in Germany”, 2004 年 8 月 17 日 <https://pointcarbon.com/> (制限付きサイト)

6 .CDM 理事会

6 - 1 . 事業登録 - 最初の事業が登録申請 -

京都議定書に基づいた最初の CDM 事業が、9 月 1 日に CDM 理事会に対して登録申請された。本事業は、インドをホスト国とした HFC23 破壊事業であり、インドの Gujarat Fluorochemicals 社と英国の Ineos Fluor 社、オランダの Rabobank 銀行、日本の住友商事が共同で実施する。発生するクレジット (CER : Certified Emission Reduction) は、毎年 300 万 t-CO₂ 相当、2012 年までに合計で 2,700 万 t-CO₂ 相当と計画されている。CDM 理事会への登録申請に必要な手続き (ホスト国と投資国の指定国家機関 (DNA : Designated National Authority) による承認、方法論については UNFCCC の Methodology パネルにより承認を受けた方法論を適用、指定認証機関 (DOE : Designated Operational Entity) である Societe Generale de Surveillance UK Ltd. による認証) を全て完了し、CDM 理事会へ登録申請されたものである。

最初の登録申請が行われたことで、CDM 事業の促進に弾みが付くことが期待できるが、少量の削減でもクレジット獲得量が多い HFC 破壊事業へ偏りが今後進むのではないかと懸念されている。

(文責 佐々木宏一)

(出所 1)

- ・ UNFCCC CDM 理事会 <http://cdm.unfccc.int/Projects/SGS-UKL1092749325.58/view.html>

(出所 2)

・ Point Carbon、2004 年 9 月 4 日

<https://pointcarbon.com/> (制限付きサイト)

7 .日本

7 - 1 . 審議会動向

経済産業省・環境省の中間とりまとめが発表されるも、両省庁には温度差あり -

経済産業省・産業構造審議会・環境部会・地球環境小委員会は 2004 年 8 月 3 日(出所 1)、環境省・中央環境審議会・地球環境部会は 8 月 5 日(出所 2) にそれぞれ温暖化対策の論点整理および今後の対策性を示した「中間とりまとめ」を公表し、温暖化関連の各審議会における本年度前半のとりまとめが一通り発表されることになった。上記審議会における検討は、日本の温暖化政策の基本となるため、日本における温暖化対策の今後を予測する上では重要な資料と位置付けられる。そこで今回のレポートでは、日本国内の温暖化政策を主導する経済産業省および環境省が発表した報告書の概要を紹介する。

まず、両審議会の中間とりまとめの内容は、京都議定書の発効の有無に関わらず国民各層が温暖化対策の努力を継続すること、民生・運輸部門対策が重要であること、そして技術開発を重要な温暖化対策として位置付ける、という基本的な考え方では一致している。一方、各論では幾つかの異なる主張が見られる。まず、経済活動を抑制する対策については、産構審が経済活動に左右されない原単位目標を採用することを主張しているのに対し、中環審は効率化の促進に加え経済活動量を抑制する施策を講じる必要性があるとしている。そして最も異なる主張となったのが、経済的措置の導入や京都メカニズム活用の位置付けについてである。産構審では国内排出量取引や環境税は産業の国際競争力へ影響することから一貫して反対の主張を行いつつ、CDM や JI をより一層活用すべきとの姿勢を示している。一方、中環審は国内対策での目標達成の実効性を高めるために、環境税や産業部門に対する国内排出量取引制度の導入、経団連自主行動計画の協定化、温室効果ガス排出量報告の公表義務化等を提案するとともに、京都メカニズムの活用については現大綱での 1.6%相当量を最大とするとしている。8 月 6 日には、中央環境審議会・総合政策 / 地球環境合同部会・施策総合企画小委員会が「地球温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間とりまとめ」を発表(出所 3) し、9 月 28 日には第 12 回の施策総合企画小委員会で環境税の課税段階に関する具体的な案として、上流課税、下流課税、ハイブリッド課税(燃料別に上流課税と下流課税に分ける) が提案された(出所 4)。今後は、中環審・施策総合企画小委員会が 10 月末 ~ 11 月上旬にかけて集中的に行われ、環境税についての議論が集中的に行われる。一方、産構審・地球環境小委員会は約 3 ヶ月ぶりの 11 月 4 日に再開し、2004 年度の大綱見直しに向けた議論が開始される。(文責 小川順子)

(出所 1)

・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 (第 24 回) 資料、2004 年 8 月 3 日

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g40804aj.html>

(出所 2)

・中央環境審議会地球環境部会 (第 23 回) 資料、2004 年 8 月 6 日

<http://www.env.go.jp/council/toshin/t03-h1603.html>

(出所 3)

・中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会 (第 11 回) 資料、
2004 年 8 月 6 日

<http://www.env.go.jp/policy/report/h16-02/index.html>

(出所 4)

・中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 策総合企画小委員会 (第 12 回) 資料、2004 年 9 月 28 日

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y162-12.html>

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp